

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◦ 広告宣伝用資産の贈与

Q: 商品を並べてもらうため商品名を入れた陳列棚を作りました。得意先に無料で渡した場合、広告宣伝費として処理してもよいですか。

A: 税務上では、広告の目的で支出しても広告宣伝費として一時の損金にできないケースがあります。

広告用資産を贈与した、ご質問のような場合がそうです。

社名、商品名が入った看板やネオンサイン、車、陳列棚といった資産を贈与した場合には、通常、広告宣伝が数年に及ぶため、繰延資産として処理することになります。

また、それが20万円未満であれば少額資産として一時の損金として処理できます。

ただし、社名も商品名も付けられていない陳列棚などを贈与した場合は、繰延資産とはなりません。これについては、汎用性が少なく、自社製品のための特別の仕様でもない限り寄付金として認定されるでしょう。

なお、広告宣伝用資産の贈与を受けた側においては、一定の金額を受贈益として処理することになります。が、受贈側が利益を受けない看板などについては、受贈益とはなりません。

